平成２５年（フ）第３６５号
京都府城陽市寺田林ノ口７番地の37
破産者　中村　嘉子
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
京都府八幡市八幡久保田34番地の34
破産者　黒田ちひろ
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９４７号
広島市西区田方１丁目16番41－９号、住民票上の住所広島市中区江波二本松１丁目15番21―102号
破産者　白川　吾一
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１２号
熊本市北区山室３丁目６番３号
破産者　井手　克己
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７号
宮崎県延岡市大貫町５丁目1614番地
破産者　西田　雅男
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第５７１６号
千葉県白井市中83番地の７
破産者　日祥メタル株式会社
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７８２号
東京都荒川区西日暮里５丁目23番３号
破産者　株式会社ティーエムシー
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９７２号
神奈川県横浜市瀬谷区中央16番地20
破産者　リバース電子株式会社
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３６９号
東京都豊島区西巣鴨３丁目２－１―402
破産者　谷広志こと　畑　　広志
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２６８号
東京都江東区北砂１丁目３―19―602、開始決定時の住所東京都江東区北砂５丁目12―１―501
破産者　小宮　英世
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０９２号
千葉県船橋市習志野台３丁目11－５－308、開始決定時の住所千葉県船橋市習志野台３丁目３－３―501
破産者　外川　正男
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５４７号
神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目２－３―510
破産者　田中　暁啓
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８７９号
神奈川県鎌倉市大船５丁目13―６
破産者　宮内　憲也
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８２４号
神奈川県相模原市中央区共和３丁目９－３
破産者　佐野　圭祐
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３号
茨城県坂東市矢作3646番地２
破産者　有限会社小林精機製作所
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４８８号
千葉県千葉市花見川区さつきが丘２丁目１－５―107
破産者　加藤　弘一
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６２４号
東京都品川区旗の台１丁目３―13―301、開始決定時の住所東京都品川区中延２丁目１－２―103
破産者　木村　忠夫
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６２５号
東京都品川区旗の台１丁目３―13―301、開始決定時の住所東京都品川区中延２丁目１－２―104
破産者　木村美保子
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８８号
東京都江戸川区江戸川１丁目１番地
破産者　八千代建設株式会社
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部